

産業廃棄物搬入届出書 附属書

処分料金

産業廃棄物の種類	処分費用単価
燃え殻	1 kgにつき 15円50銭
ばいじん	
銧さい	
汚泥（建設汚泥を除く）	
廃石膏ボード	
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、がれき類	1 kgにつき 13円
建設汚泥	

- ・南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の処分方法は埋立処分です。
- ・施設の処理能力は埋立容量が4,291,000^mで面積が16.4haです。
- ・流動性がない性状のもので、性状変化を起こさない産業廃棄物を搬入します。
- ・他の廃棄物との混合により支障を生じない産業廃棄物を搬入します。
- ・搬入期間中に、搬入を届け出た廃棄物の性状等の情報に変更があった場合は事前に文書で報告します。
- ・搬入完了時に運搬者が計量伝票を受け取ることをもって処分の終了の報告とします。
- ・万一、届出を取り下げる事態が生じた際に、処分が完了していない産業廃棄物がある場合は引き取ります。

1 石綿含有産業廃棄物の有無

有 無

「有」の場合

- 石綿建材除去事業（特定粉じん排出等作業）で発生した廃石綿等ではない。
 収集・運搬に当たっては、受入基準を満たすための破碎・切断はしていない。

2 搬入廃棄物が廃棄物になる前の商品名、発生工程、材質など

3 搬入廃棄物の数量根拠

4 自社搬入の有無

有 無

5 マニフェスト利用の有無

有 無

「有」の場合

- 紙マニフェスト
 電子マニフェスト

6 過去の届出状況

- | | | |
|---|-------|---|
| <input type="checkbox"/> 同一の公共工事で届け出た。 | 搬入番号【 | 】 |
| <input type="checkbox"/> 公共工事以外で、今年度届け出た。 | 搬入番号【 | 】 |
| <input type="checkbox"/> いずれにも該当しない | | |

7 搬入廃棄物を取り扱うに当たって注意すべき事項

- 届出書及び添付書類の内容に相違はありません。
 - 受入基準等^{*}を遵守し適正に搬入します。

※：受入基準等（抜粋）

- ・再資源化できないもの
- ・水中に投じて浮遊しないもの
- ・中空の状態でないもの
- ・廃プラスチック類、ゴムくずは最大径15cm以下に破碎・切断したもの
- ・金属くず、ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類等は最大径30cm以下に破碎または切断したもの
- ・燃え殻、汚泥、銧さい、ばいじんについては理化学分析の結果が判定基準に適合するもの